在日ペル一人移民コミュニティの特徴

――統計資料の検討を通して

Características de la comunidad peruana en Japón: Un análisis de los datos demográficos

福田友子 FUKUDA Tomoko

Resumen

Este trabajo trata sobre la comunidad de los inmigrantes peruanos en Japón. La comunidad peruana tiene unas características propias, muy diferentes de las de otras colectividades latinoamericanas, como la brasileña. Estas dos comunidades latinas se parecen en parte, pero son de naturaleza diferente en muchos aspectos. Este trabajo aclarará las características y los procesos migratorios de los peruanos en Japón, utilizando los datos de demografía del Gobierno japonés.

1. 問題の所在

1985年のプラザ合意以降,日本ではニューカマーの移住労働者,いわゆる「外国人労働者」が増加し始め,1987年頃からその存在が社会問題化した.ニューカマーとして最初に注目を集めたのはパキスタン人やバングラデシュ人といった南アジア系であったが(福田2012),同時期にラテンアメリカ出身の日系人も就労目的で来日し始め,こちらは「デカセギ現象」と呼ばれ徐々に注目を集めるようになる.こうした状況を受けて日本政府は移民政策の再検討を行い,1990年には日本の移民法である出入国管理及び難民認定法(以下,入管法)を改定した.入管法改定を受けて,1991年にはラテンアメリカ出身の日系人によるデカセギ現象がブームとなる.ブームはそのまま継続し,在日ラテンアメリカ人人口は2000年代前半まで高いまま推移した.これに伴い労働条件,地域社会,教育などの問題が全国各地で表面化した.

筆者は、上記の 1990 年入管法改定を素材として、ホスト社会の移民政策が移民コミュニティに及ぼす影響について検討したことがある(福田 2002; 2012). 1990 年代半ばに在日ラテンアメリカ人、とりわけ多数派である在日ブラジル人に関する調査報告が続々と登場

した(たとえば国際協力事業団 1993=駒井編 1995; 渡辺編 1995). その中で移民政策が移民コミュニティに重大な影響を及ぼすことはすでに指摘されており、経験的には知られていた. しかしながら、日本では入管法に関する研究は、法学もしくは政策論の関心から行われてきたため、社会学的な事例研究として取り扱われることはあまりなかった.

1990年入管法改定のポイントは、国家が「日系人」というエスニック集団を規定する必要にせまられ、従来の日系人とは異なる新たな「日系人」カテゴリーや世代区分を作り出した点にあるだろう(福田 2002:37-49;福田 2012:121-33). これに伴い「日系」の資格化、もしくは資源化が生じ、日系人は制度化された法的カテゴリーを内面化し、資源としての「日系」を戦略的に利用することとなる.

また 1990 年代半ばに登場した在日ラテンアメリカ人に関する先行研究には課題があった。在日日系人研究の中に埋没したペルー人や他のラテンアメリカ人の問題をそれほど熱心に取り上げてこなかったことである。事例研究は在日ブラジル人が中心で、中には日系人とブラジル人を同一視していると思われる記述も散見される。在日ブラジル人研究が進んだ理由は、在日ブラジル人の人口規模にあった。たとえば渡辺・光山(1992: 3)は「南米ではブラジルが最大の日系人口を有し、・・・今後の出稼ぎ労働者の増加を含め、その主力は日系ブラジル人であると言えよう。このような理由から、本研究ではブラジルからの出稼ぎに焦点を当てている。」と説明する。とはいえその注釈において、在日ペルー人が在日ブラジル人とは異なる問題を抱えていることも指摘しており(1992: 8-9)、問題の存在は認識されていたが、その後も一部の例外を除いて、在日ペルー人の研究が展開・発展するには至らなかった」)。

本稿は、ペルー人のようなマイノリティの中のマイノリティを「数の論理」で研究対象から外すことは、その裏に隠された問題を見過ごすことにつながる点を指摘しておきたい. たとえばペルー人は、1990年代の入国拒否者数、退去強制人員数、「不法残留」者数が多かった. つまりペルー人はブラジル人に比べて出入国の自由が制限され、入国後も摘発の危険にさらされた未登録の人々が多かった. このような状況で人口が増加する見込みはない. 移民研究においては、なぜその集団が他に比べて小規模なのかを分析することも必要である. 加えて、在日ペルー人は安易に「日系」というラベリングをなされる場合が多い. このラベリングは在日ペルー人に固有の問題、つまりその中に非日系人が多く含まれているという側面を見えにくくしている. 先行研究では、このような在日ペルー人の状況に焦点を当てた分析が十分になされてきたとは言い難い.

以上,先行研究の限界として,在日ペルー人に焦点を当てた分析が,一部の例外を除いて十分なされていない点を挙げた.そこで本稿はまず在日ペルー人の特徴を描き出すことを目的とする.そのため同じレベルで論じられることの多い,在日ブラジル人と在日ペルー人を,統計データを用いて比較する.次に在日ペルー人の特徴を,日系人と非日系人に分けて提示し,在日ペルー人全体の特徴を記述する.

なお本稿では、1985年以降「日系人」が就労目的で日本へ移住する現象を表す用語とし

て「デカセギ」というカタカナ表記を用いる.これは、従来の国内における季節労働移動としての「出稼ぎ」と、季節を問わない国際移動としての「デカセギ」を区別する目的を持つ(田島 1995:191)と同時に、この用語が在日日系人内部において、アイデンティティの一部と化しているからである(酒井 2008:1).

2. ストックのデータ(在留外国人統計)に見る在日ペルー人

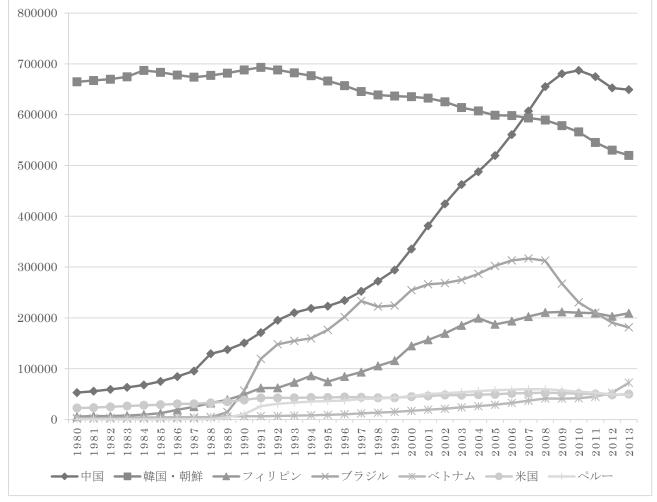
本稿は法務省の統計資料を用いるが、ストックについては『在留外国人統計』、フローについては『出入国管理統計年報』を用いる². また法務省のプレス・リリースで公表されるデータ(後日『出入国管理関係統計概要』収録)も適宜用いる.

2.1 在日外国人の人口推移

在留外国人の国籍別推移(各年末)を見ると、在日ペルー人は2013年末現在、上位7位に位置する(図表1).ペルーは1990年代以降一貫して人口を増加させてきたが、2008年を頂点としてその後減少し始めた。それでも2011年までは上位5位に位置していたが、2012年はベトナムに、2013年にアメリカに抜かれた。この傾向は在日ブラジル人にもある程度共通する。ブラジルは1990年代以降、韓国・朝鮮、中国に次ぐ上位3位の位置を守ってきたが、2008年を頂点として急激に人口を減少させ、2012年にフィリピンに抜かれて上位4位となった。

2013 年末の在留外国人総数 (2,066,445 人) に占める割合を見ると,ブラジル人 8.8% (181,268 人),ペルー人 2.4% (48,580 人)である. もっとも人口の多かった 2008 年は,外国人登録者総数 (2,217,426 人)に占める割合が,ブラジル人 14.1% (312,582 人),ペルー人 2.7% (59,723 人)であった. このことから,ブラジル人は 14.1%から 8.8%へと割合を減らしたが,ペルー人は 2.7%から 2.4%とほぼ横ばいと言えよう. つまりペルー人は 2008 年 10 月のリーマン・ショックと 2011 年 3 月の東日本大震災の影響を標準的に受けた集団であり,ブラジル人は標準以上の影響を受けた集団であったといえる.

このように在日ペルー人と在日ブラジル人は同じ在日南米人でありながら、その様相は 微妙に異なる. 2013 年現在も、在日ペルー人は在日ブラジル人の 26.8%、つまり約 4 分の 1 であり、規模としてはそれほど大きな集団ではない. しかし彼ら/彼女らが抱える問題は、在日ブラジル人のそれに比べて深刻なものが多く(渡辺 1995:35)、両者間の差異は大きい (山脇 1994:66) と言われてきた. そこで、次に在日南米人の中における位置づけを見てみよう.



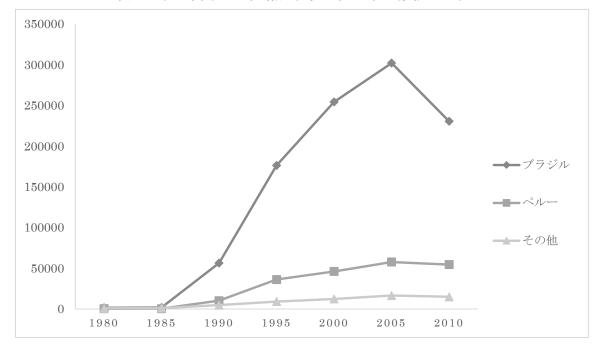
図表 1 国籍別在留外国人数の推移(上位7位)

出典:法務省『出入国管理統計年報』付録,各年版(1980~1993年),法務省『在留外国人統計』各年版(1984~2011年)(=旧登録外国人統計),法務省『在留外国人統計』各年版(2012~2013年)より筆者が作成。数値は各年末現在。

注:2011 年以前は短期滞在を含む数値であるのに対し、2012 年以降は短期滞在を含まない数値に変更された. 集計区分変更のため、2012 年の数値は概ね減っている.

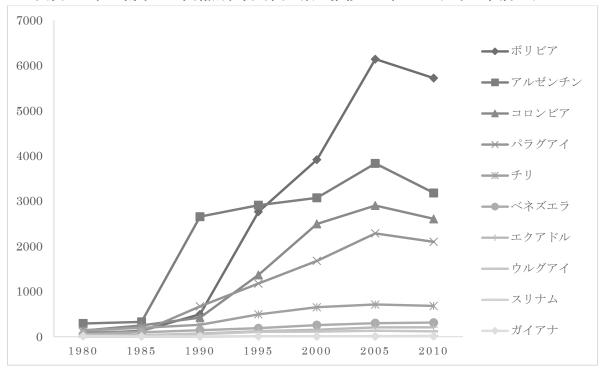
2.2 在日南米人の人口推移

在日南米人の人口統計を見ると、ブラジルとペルーが突出して多く、その他の国籍は合計して1万5千人未満(2010年現在)とかなり小さい、並べて比較するのは難しいので、まずはブラジル、ペルー、その他に分けて見てみよう(図表2).1985年まではブラジル、ペルー、その他のいずれも2千人未満と少なかったが、1990年には急増している。特にブラジルの増加は顕著であった。その後2005年までは一貫して増加していたが、2010年はいずれも減少に転じている。とりわけブラジルの減少は顕著である。



図表2 在日南米人の国籍別在留外国人数の推移 5年ごと

出典:法務省『出入国管理統計年報』付録,各年版(1980~1990年),法務省『在留外国人統計』各年版(1985~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成.数値は各年末現在.



図表3 在日南米人の国籍別在留外国人数の推移 5年ごと(上位2国除く)

出典:法務省『出入国管理統計年報』付録,各年版(1980~1990年),法務省『在留外国人統計』各年版(1985~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成.数値は各年末現在.

次に在日南米人のうち、上位2国を除くその他の国籍の推移を見てみよう。3位はボリビアで、人口増加の開始が1995年と他に比べて遅いという特徴を持つ。一方4位のアルゼンチンは1990年時点で他に先駆けて高い伸びを示していたが、その後は横ばいである。5位のコロンビアと6位のパラグアイはなだらかな増え方を示している。そしてこれらはいずれも2010年には減少している。これに対して7位以下はすべて1千人未満の小さな集団であり、2010年もほぼ横ばいである。

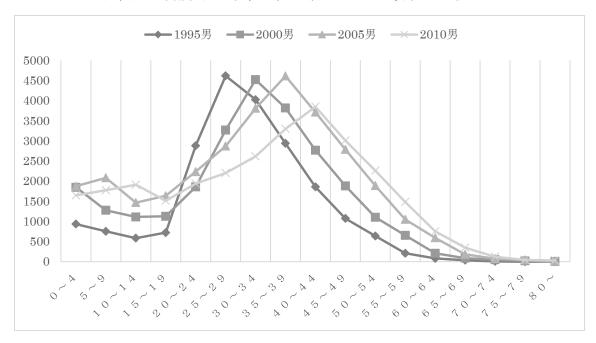
この統計データから、同じ在日南米人とはいっても、人口が急増・急減したブラジル人と それ以外の南米人の間で、日本側の移民政策(出入国管理政策)の影響の表れ方が異なるこ とが見て取れる。第1に南米側の日系人コミュニティ(母集団)の規模や地域的偏り、さら に歴史的経緯の違いがその最大の要因と思われる。加えて第2に、各出身国の政治状況や 経済事情の変化が重要な変数になっているのではないかと思われる。

2.3 年齢性別からみたペルー人の特徴

年齢性別の人口統計を見てみよう。在日ペルー人の性別データを見ると(図表 4, 5),男性の方が多いものの、女性も相当数在留している。たとえば 2010 年現在、ペルー人男性(28,797 人)100 に対しペルー人女性(25,839 人)90 である。在日ブラジル人の性別データもペルー人のそれと似ていて、ブラジル人男性(125,291 人)100 に対しブラジル人女性(105,261 人)84 である。在留外国人総数(100:119)、韓国・朝鮮人(100:120)、中国人(100:140)と比べると女性の割合が低く見えるが、アメリカ(100:52)やインドネシア(100:54)に比べれば女性の割合は高い。フィリピン人(100:355)、タイ人(100:298)のような女性側に偏った集団が存在することも考慮すると、ペルー人とブラジル人はともに男女比において均衡のとれた集団であると言えよう。

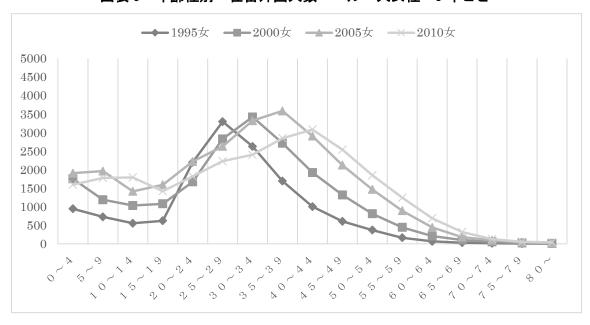
続いて在日ペルー人の年齢構成を見ると、男女とも働き盛りを中心とした年齢構成になっている。そして 1995~2010 年にかけて、男女とも年齢構成の頂点が 5 年ずつ右に移動している。1995年は 20 代後半、2000年は 30 代前半、2005年は 30 代後半、2010年は 40代前半が頂点となっていることから、1990年代に来日した層がそのまま日本に留まっていることが推測できる。

一方,在日ブラジル人の年齢構成を見ると(図表 6,7),ペルー人のそれとはかなり異なる.男女とも働き盛りを中心とした年齢構成は共通しているものの,男女とも年齢構成の頂点は一貫して20代にあった.具体的には1995年は20代,2000~05年は20代後半,2010年のみ20代後半から30代前半に頂点が移っている。このことから,1990年以降,20代の若年層が継続的に来日し続けていたこと,その傾向は2005年までは続いていたこと,2010年の前には若年層の流入が止まり,かつ流出が超過していたこと,一方で壮年層の一部は日本に留まる傾向にあったことも読み取れる.



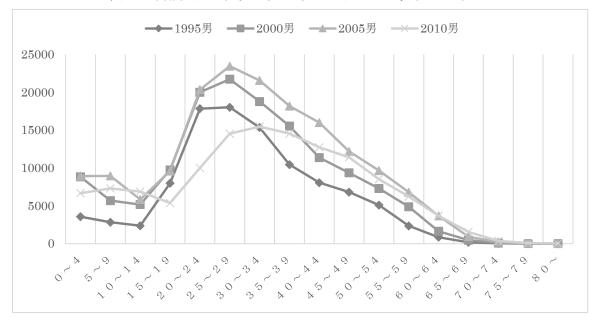
図表 4 年齢性別 在留外国人数 ペルー人男性 5年ごと

出典:法務省『在留外国人統計』各年版 (1995~2010年) (=旧登録外国人統計) より筆者が作成. 数値は各年末現在.



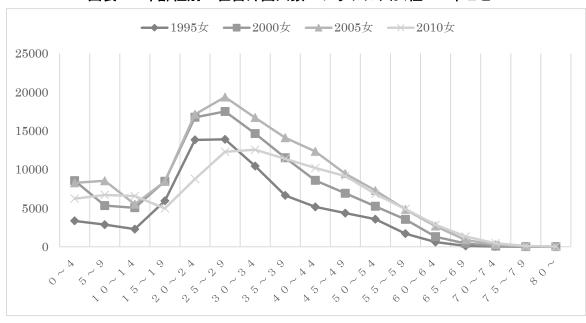
図表 5 年齢性別 在留外国人数 ペルー人女性 5年ごと

出典:法務省『在留外国人統計』各年版 (1995~2010年) (=旧登録外国人統計) より筆者が作成. 数値は各年末現在.



図表 6 年齢性別 在留外国人数 ブラジル人男性 5年ごと

出典:法務省『在留外国人統計』各年版(1995~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成.数値は各年末現在.



図表 7 年齢性別 在留外国人数 ブラジル人女性 5年ごと

出典:法務省『在留外国人統計』各年版(1995~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成. 数値は各年末現在.

ペルー,ブラジルに共通するもう一つ重要なポイントは、子どもが多いことである.これは家族の呼び寄せが制度的に認められる日系人ならではの特徴と言える. 1995 年は全体的に数自体が少ないが、2000年は $0\sim4$ 歳、2005年は $5\sim9$ 歳、2010年は $10\sim14$ 歳へとピークが移っていく傾向が読み取れる. 成人同様、同じ層が日本に滞在し続けていることが推測される.

2.4 在留資格から見たペル―人の特徴

在留資格別の人口統計を見てみよう(図表 8,9).ペルー人とブラジル人の第一の類似点は,外国人総数でも上位1位(26%)の「永住者」が最上位という点である(2010年現在).

図表 8 ペルー人 在留資格 (2010年の上位5位+その他計)

在留資格	1990	%	1995	%	2000	%	2005	%	2010	%
総数	10, 279	100	36, 269	100	46, 171	100	57, 728	100	54, 636	100
永住者	33	0	188	1	7, 496	16	22, 625	39	32, 416	59
定住者	4, 202	41	15, 544	43	21, 369	46	21, 428	37	14, 849	27
日本人の配偶者等	5, 276	51	11, 222	31	9, 978	22	6, 900	12	3, 423	6
短期滞在	461	4	8, 392	23	5, 842	13	3, 848	7	1, 367	3
永住者の配偶者等	22	0	4	0	151	0	780	1	1, 267	2
その他計	285	3	919	3	1, 335	3	2, 147	4	1, 301	2

出典:法務省『在留外国人統計』各年版(1990~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成.数値は各年末現在.網掛けは上位1位.

図表 9 ブラジル人 在留資格(2010年の上位5位+その他計)

在留資格	1990	%	1995	%	2000	%	2005	%	2010	%
総数	56, 429	100	176, 440	100	254, 394	100	302, 080	100	230, 552	100
永住者	164	0	474	0	9, 062	4	63, 643	21	117, 760	51
定住者	12, 637	22	69, 946	40	137, 649	54	153, 185	51	77, 359	34
日本人の配偶者等	40, 384	72	99, 803	57	101, 623	40	78, 851	26	30, 003	13
永住者の配偶者等	72	0	29	0	96	0	796	0	1, 979	1
未取得者	58	0	1, 565	1	2, 222	1	2, 491	1	1, 309	1
その他計	3, 114	6	4, 623	3	3, 742	1	3, 114	1	2, 142	1

出典:法務省『在留外国人統計』各年版(1990~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成. 数値は各年末現在. 網掛けは上位 1 位.

しかもペルー人 (59%), ブラジル人 (51%) とも「永住者」が過半数を占め、安定した在留資格を持つ集団であることが分かる。第二に「日本人の配偶者等」と「定住者」の占める割合が高く、特に 1990~2005 年はこの 2 つが中心になっていたことである。「日本人の配偶者等」は日本人と結婚した人のための在留資格のように聞こえるが、1990 年の入管法改定で日本国籍離脱者や「日系 2 世」が取得する在留資格になった(福田 2002)。一方の「定住者」は 1990 年の入管法改定で創設された在留資格であり、「日系 3 世」や日系人の家族が取得できるものである。外国人総数で上位 2 位(19%)の「特別永住者」はオールドタイマー(在日韓国・朝鮮人等)が対象であるため、ブラジル人とペルー人に見られないのは当然として、上位 3 位(9%)の「留学」が少ないのも類似している。これは「日本人の配偶者等」や「定住者」が活動制限の無い在留資格であり、在留許可が下りれば日本で合法的に就学も就労もすることもできるため、他の外国人のように「留学」ビザや特定の就労ビザを取得する必要がないからであろう。

相違点を挙げると、ペルー人は「定住者」が在留資格の中心であるのに対し、ブラジル人は「日本人の配偶者等」が在留資格の中心であった点である。たとえば $1990\sim2005$ 年にかけて、ペルー人の約 4 割は「定住者」であった。「日本人の配偶者等」が 5 割を占めていたのは唯一 1990 年のみである。一方のブラジル人は、 $1990\sim1995$ 年には 5 割以上が「日本人の配偶者等」であったが、 $2000\sim2005$ 年には「定住者」が 5 割を占めるようになった。これは 1990 年代に日本に滞在していたペルー人が主に「日系 3 世」であり、ブラジル人は主に「日系 2 世」であったこと、さらに 2000 年代に入ってブラジル人も「日系 3 世」が増えたことを示すと推測される。

2.5 都道府県別の人口分布

都道府県別の人口分布を見ると(図 10, 11), ペルー人とブラジル人に類似した傾向が見られると同時に、相違もいくつか見られる。第一の類似点は、神奈川、愛知、静岡、群馬に多いことである。これは日系人を積極的に雇用してきた大規模製造業がこの地域に集中していることと重なる。第二に在留外国人総数で上位 1 位(20%)の東京と 2 位(10%)の大阪に比較的少ないのも特徴の一つと言えよう。

相違点としては、ペルー人とブラジル人の人口分布が微妙に異なることが挙げられる. たとえば愛知はブラジル人で1位、ペルー人で2位とどちらも人口は多いが、特にブラジル人の愛知への集中度は高く、4分の1が愛知在住である. また神奈川はペルー人で1位に対し、ブラジル人で6位と分布に違いが見られる. さらに三重はブラジル人で3位に対し、ペルー人で8位である. ペルー人は関東地方(神奈川、群馬、埼玉、栃木)に多く、ブラジル人は中部地方(愛知、静岡、三重、岐阜)に多い傾向が見られる.

図表 10 ペルー人 都道府県別の人口分布(2010年の上位6位)

県名	1990	%	1995	%	2000	%	2005	%	2010	%
全国	10279	100	36269	100	46171	100	57728	100	54636	100
神奈川県	2800	27	5772	16	6729	15	8548	15	7756	14
愛知県	1028	10	3366	9	5017	11	7532	13	7706	14
静岡県	654	6	3055	8	4644	10	6342	11	5688	10
群馬県	760	7	2747	8	4021	9	5198	9	4810	9
埼玉県	777	8	2530	7	3800	8	4521	8	4371	8
栃木県	1076	10	2545	7	3426	7	3985	7	3841	7

出典:法務省『在留外国人統計』各年版(1990~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成. 数値は各年末現在. 網掛けは上位1位.

図表 11 ブラジル人 都道府県別の人口分布(2010年の上位6位)

県名	1990	%	1995	%	2000	%	2005	%	2010	%
全国	56429	100	176,440	100	254,394	100	302,080	100	230,552	100
愛知県	10764	19	29,787	17	47,561	19	71,004	24	58,606	25
静岡県	8964	16	25,012	14	35,959	14	48,586	16	36,706	16
三重県	1559	3	7,086	4	15,358	6	20,133	7	16,335	7
岐阜県	1643	3	8,073	5	14,809	6	19,152	6	14,515	6
群馬県	3822	7	10,305	6	15,325	6	16,934	6	13,891	6
神奈川県	8215	15	13,958	8	12,295	5	13,859	5	11,166	5

出典:法務省『在留外国人統計』各年版(1990~2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成. 数値は各年末現在. 網掛けは上位 1 位.

2.6 市別の人口分布

ペルー人人口の多い市の統計を見てみよう(図表 12). こちらは都道府県別の人口統計に比べて、ペルー人とブラジル人の相違点がよりはっきりと読み取れる. まず類似点としては、どちらも神奈川県伊勢崎市、静岡県浜松市、三重県鈴鹿市、愛知県名古屋市、豊橋市、小牧市、豊田市に多いことが分かる. 相違点としては、ペルー人は多いのにブラジル人は少ない市が多数ある. たとえば神奈川県横浜市、大和市、厚木市、栃木県真岡市などがそれに当たる. 在日ブラジル人と在日ペルー人は都道府県レベルの人口分布では一見似た傾向を示すものの、市レベルで比べると住み分けが見られる.

図表 12 ペルー人とブラジル人 市別の人口分布 (2010年の上位 30位)

都道府県	市	総数	順位	ブラジル	順位	ペルー	順位
神奈川県	伊勢崎市	10, 727	45	4, 137	8	2, 592	1
静岡県	浜松市	26, 886	9	13, 501	1	2, 130	2
神奈川県	横浜市	77, 373	2	3, 092	14	1, 513	3
三重県	鈴鹿市	8, 402	59	3, 704	10	1, 467	4
神奈川県	大和市	6, 075	81	371	131	959	5
愛知県	名古屋市	67, 414	3	4, 954	6	916	6
愛知県	豊橋市	16, 588	22	9, 013	2	885	7
神奈川県	厚木市	5, 754	88	578	94	884	8
栃木県	真岡市	3, 469	189	1, 228	46	872	9
愛知県	小牧市	8, 070	61	3, 722	9	870	10
栃木県	小山市	5, 032	109	1, 598	37	853	11
神奈川県	藤沢市	5, 820	86	784	69	755	12
埼玉県	深谷市	2, 719	244	253	167	732	13
愛知県	豊田市	14, 273	29	6, 319	3	716	14
群馬県	太田市	7, 519	66	3, 202	12	568	15
神奈川県	川崎市	31, 258	7	1, 065	56	559	16
愛知県	瀬戸市	3, 670	174	605	87	540	17
栃木県	栃木市	1, 838	337	122	256	536	18
大阪府	大阪市	119, 847	1	1, 227	48	502	19
静岡県	湖西市	3, 124	212	1, 760	35	500	20
千葉県	八千代市	4, 035	158	1, 048	58	500	21
茨城県	下妻市	1, 805	340	212	183	485	22
三重県	伊賀市	4, 647	125	2, 474	23	480	23
千葉県	成田市	3, 389	192	146	237	480	24
三重県	四日市市	8, 548	56	2, 978	17	471	25
愛知県	豊川市	5, 684	94	2, 897	18	468	26
神奈川県	秦野市	3, 471	188	692	75	460	27
静岡県	富士市	5, 003	110	1, 810	33	459	28
栃木県	足利市	3, 218	204	470	116	443	29
東京都	羽村市	1, 477	396	171	219	443	30

出典:法務省『在留外国人統計』各年版(2010年)(=旧登録外国人統計)より筆者が作成. 数値は各年末現在. 網掛けは各項目上位 $1{\sim}10$ 位.

3. フローの統計データ(出入国管理統計年報)に見る在日ペルー人

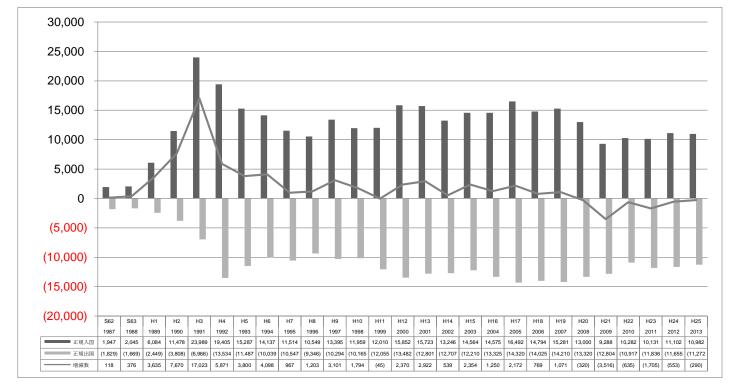
3.1 入国者数および出国者数

続いてフローの統計データである『出入国管理統計年報』より,入国者数および出国者数を中心に見てみよう。ペルー人の場合(図表 13),1980 年代後半から入国者数が急増し,1991 年がそのピークとなった。増減数(出入国者数の差)を見ても,1991 年は 1 万 7 千人の入国超過で最多であった。その後 1991 年から 1996 年まで減少傾向が続いたが,1997 年から 2005 年頃までは横ばいに推移した。ところが 2006 年頃から入国者数が徐々に減少し始める。そしてリーマン・ショック後の 2009 年に増減数 \triangle 3500 人を記録するに至る。その後も入国者数は横ばいで,2013 年現在も回復傾向は見られない。

ブラジル人の場合(図表 14)、1980 年代後半から入国者数が急増し、1991 年がそのピークとなったのはペルー人と同じである.増減数(出入国者数の差)は 1991 年が 5 万 5 千人で最多で、これもペルー人と同じであった.ところがペルー人のケースとは異なり、ブラジル人の入国者数はその後も高い水準を維持したまま続く.特に入国者数 9 万人超のピークが 1991、1997、2000、2005 年の 4 回もあり、「デカセギ・ブーム」が単なる一過性の「ブーム」でへなかったことが裏付けられる.こうした右肩上がりの状況に変化が見られたのは 2006 年以降であり、徐々に入国者数が減少し始める.そしてリーマン・ショック後の 2009年には増減数 Δ 6 万 5 千人を記録する.その後も入国者数は横ばいで、2013 年現在も回復傾向は見られない.

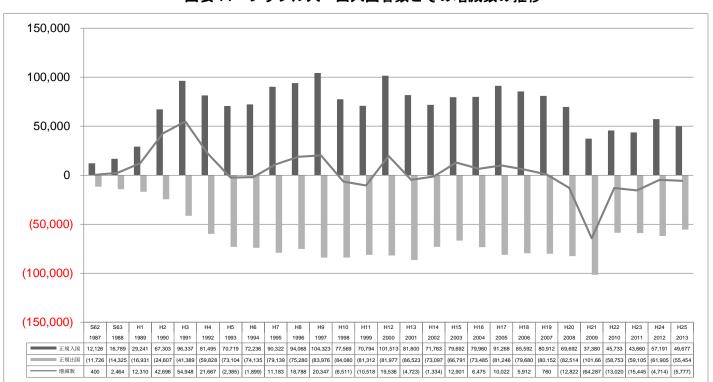
3.2 上陸拒否者数

ではブラジルの入国者数が 1991 年以降も高水準で推移したのに対し、ペルーの入国者数が 1991 年をピークに減少に転じたのはなぜだろうか. その理由を知るために、上陸拒否者数の統計を見てみよう(図表 15). ペルー人の上陸拒否者数は、1992 年(368 人)、1993 年(1551 人)と急増し、1994 年(2345 人)には上位 2 位になった. そこでペルー人について 1995 年 7 月 15 日から査証取得勧奨措置を開始するという対策が取られた(『国際人流』1997.7:30). これを受けて 1995 年以降のペルー人の新規入国者数は大幅減少し、上陸拒否者数も減少した. これらの数値の変化は「査証申請時における慎重審査の効果が現れた」結果と評されている(『国際人流』2000.7:22). つまりは日本政府側の移民のコントロールが「成功」した証拠である. その後、ペルーの上陸拒否者数は徐々に減少し、2003 年以降は上位 10 国から外れたため数値も公開されなくなった. なおブラジル人はこの間上位 10 国には入っていない.



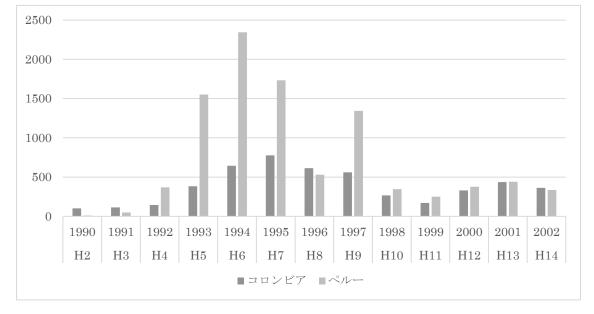
図表 13 ペルー人 出入国者数とその増減数の推移

出典:法務省『出入国管理統計年報』各年版より筆者が作成. 数値は各年末現在.



図表 14 ブラジル人 出入国者数とその増減数の推移

出典:法務省『出入国管理統計年報』各年版より筆者が作成. 数値は各年末現在.



図表 15 ペルー人 上陸拒否者数の推移

出典: 法務省入国管理局「プレス・リリース 外国人の上陸拒否について」各年版より筆者が作成. 参考まで同じ南米のコロンビアの数値も記載した.

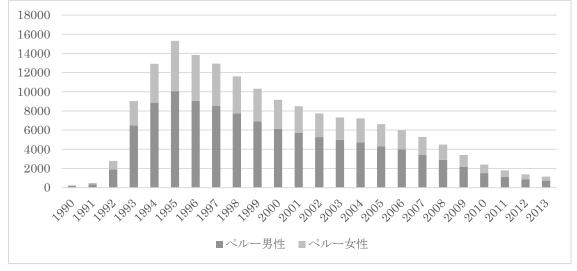
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00013.html

1990年代にペルー人入国者数が減少した要因は、ペルー側の日系人コミュニティの母数が小さいからではなく、日本側の入国審査が厳しくなり、入国拒否者数が増加したことによるものであった。この在留資格に関する問題は、ペルー人とブラジル人の大きな差異である。ペルー人はこの側面においては、ブラジル人よりもコロンビア人と似た特徴を持つ集団であったと言えよう。

3.3 超過滞在者数

厳密にはフローのデータではないが(フローのデータから算出されたデータであるが),在日ペルー人をめぐる不安定な社会的状況を物語る統計データである超過滞在者数(いわゆる「不法残留」者数)を見てみよう(図表 15). ペルー人の超過滞在者は 1992 年に増加し始め,1995 年にピークを迎える. そして前述の通り,1995 年7月施行の査証取得勧奨措置以降は徐々に減少しつつある.

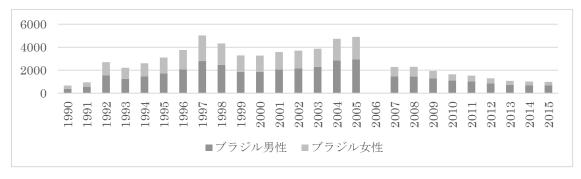
これに対しブラジル人はときどき上位 10 国内に登場し、その都度データが開示されるレベルである. 1997 年と 2005 年の 2 回ピークが見られるが、いずれも 5 千人程度で規模は小さい. このことからも、在日ブラジル人と在日ペルー人のおかれている状況の違いが窺い知れる.



図表 15 ペルー人 超過滞在者数の推移

出典: 法務省入国管理局「プレス・リリース 本邦における不法残留者数について」各年版より筆者作成. 数値は各年始現在.

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00013.html



図表 16 ブラジル人 超過滞在者数の推移

出典: 法務省入国管理局「プレス・リリース 本邦における不法残留者数について」各年版より筆者作成. 数値は各年始現在. なお 2006 年のデータは入手できなかった.

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00013.html

以上を整理すると、在日ペルー人と在日ブラジル人は、いくつか類似した傾向(たとえば 静岡県、愛知県、神奈川県への集中や在留資格の種類)を示すため、「在日南米人」として 一つにまとめて議論されがちであるが、その内実を比較してみると、相違点(たとえば市レ ベル以下の人口分布や在留資格の順位の違い)がいくつも発見される。加えて在日ペルー人 は在日ブラジル人に比べ、より不安定な状況にあることが分かる。

ペルーは日本と査証相互免除協定を結んでいる国ではあるが、1995年7月15日以降、

ペルー人に対する査証取得勧奨措置が採られた.ブラジルに対してこのような措置は採られていない.さらに 1994~96 年頃には,入管による在日ペルー人を標的とした大量摘発が繰り返し行われた.その結果,1990 年代後半の在日ペルー人コミュニティをめぐる状況はさらに厳しくなっていった.加えて 2006 年 4 月に入管法の一部改定が行われ,「定住者」資格で日系人が入国・在留する場合には,出身国側の「犯罪経歴証明書」の提出が義務づけられた.これはペルー人を念頭に置いた措置であったが,当然ブラジル人にも適用された.

4. デカセギ初期(1990年代前半)の在日ペル一人の特徴

なぜペルー人とブラジル人の間に、このような差異が見られるのだろうか.本節では、デカセギ初期にあたる、1990年代前半の実態調査報告、諸論文、新聞記事、雑誌記事などの文献資料から浮かび上がる在日ペルー人像を描き出す.まずは実態調査報告から、在日日系ペルー人の特徴を掴む.次に論文、新聞記事、雑誌記事などから、非日系人の特徴を提示する.そして、在日ペルー人全体の特徴を改めて検討する.

4.1 在日日系ペルー人の特徴

『日系人本邦就労実態調査報告書(平成3年度)』(以下,JICA調査)は,在日日系人向けのアンケート調査結果を5つの出身国別に分けて分析を加えている.1990年代初頭の在日ペルー人(228人)の特徴は,以下のとおりである3.

第1に、出身地、国籍、日系の世代等に関する特徴を挙げる.ペルー国内の出身地域は、リマ首都圏 88.8%(183人)、その他の地域 11.2%(23人)であり、リマ首都圏出身者の占める割合が 9割と高い.そもそもリマ首都圏に日系人が集住していることがその背景にある.その他の地域とは、Trujillo、Chimbote、Norte Chico、Huancayo 等である.出身国の国籍のみを有する人は 78%(178人)で、ブラジル 79%に並んで高い割合である.これに対してアルゼンチンは 37%、ボリビアは 26%とかなり低く、二重国籍者(日本人移民や 2世)が多いことが推測される.父系・母系の出身地は、1位沖縄県(7割)に集中しており、2位熊本県(1割強)との差が大きい、来日回数は、初来日が 78.9%(180人)で、これはブラジルの 78.8%と並び割合が高い、アルゼンチンは 47.9%、ボリビアは 60.9%、パラグアイは 57.6%であることから、ペルーやブラジルの回答者が来日からまだ日が浅いのに対し、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイは 1991 年時点で里帰りや「デカセギ」で渡日と帰国をすでに繰り返していることが推測される.

日系の「血統」については、「100%日系」が 70.2%である。ブラジルの 90%、アルゼンチンの 88.3%に比べると、その割合は低い。「100%日系」という回答者の世代数に関しては、3世がもっとも多く 50%を占める。2世は 26.3%、2.5世は 18.8%、1世はわずか 0.6%であり、日系ペルー人の世代が進んでいることが分かる。これに対してブラジルは 2世が

41.2%でもっとも多く, 1 世は 5.5%である. アルゼンチンは 2 世が 61.4%でもっとも多く, 1 世が 19.3%である.

「混血の日系人」は,28.5%である.ブラジル5.6%に比べてかなり割合が高い.「混血の日系人」の世代数に関しては,3.5世が28.5%でもっとも多く,回答は3.5世から4世に集中している.これに対してブラジルは2.5世から3.5世に回答が集中している.そこで「日系度」4を見ると,ペルー出身者の混血割合が5カ国中もっとも高いことが分かる.とはいえ既婚者の非日系人婚姻率を見ると,「ペルー出身日系男性=非日系女性」組は37.1%,「ペルー出身日系女性=非日系男性」組は36.4%である.ブラジルは32.8%:15.4%,アルゼンチンは36.4%:33.3%なので,ペルーの非日系人婚姻率が特に高いというわけではない.

第 2 に教育と日本語能力に関する特徴である。教育水準に関しては、大学卒の割合がペルー34.5%、ブラジルは 31.1%と共に 3 分の 1 が高等教育を受けている。子どもの頃から家庭で日本語を話していた人は、ペルーで 11.0%である。これはブラジル 53.4%、アルゼンチン 41.5%、ボリビア 69.6%、パラグアイ 87.9%に比べて著しく低い。パラグアイとボリビアが高いのは、両者が戦後の集団移住地の出身者が多いことに起因する。また「読む、書く、聞く、話す」の 4 能力すべてにおいて、ペルーの日本語能力はもっとも低い。ただしアルゼンチン及びペルーの場合、沖縄出身者が祖先である割合が高く、沖縄の言葉を日本語に含めて考えていないことがあるため、実際よりも数字が低く出た可能性も拭い切れないという(駒井編 1995: 138)

第3に日本滞在中の意識に関する特徴である。来日の動機は「一定期間働いて貯金して帰る」は45.2%でブラジルの58%についで多い。また「出身国の状況が悪いから」は43.4%で、ブラジルの25.9%に比べて多い。日本への帰属意識については「日本人であると感じていない」がペルー67.3%、ブラジル64.2%と共に多い。これに対してパラグアイ、ボリビアは「日本人であると感じる」人が多いという違いが見られる。「来日前も現在も日本人であると感じていない」はペルー40.5%、ブラジル37.1%である。「来日前は日本人であると感じていたが、来日後はそう感じなくなった」はペルー26.8%、ブラジル27.1%である。日本への帰属意識は、両国とも低い。ところが出身国への帰属意識について尋ねてもブラジル26.6%であり、ペルー15.8%とアルゼンチン8.5%は特に低い。逆に「出身国の『日系人』であると感じる」人はブラジル42.7%に対し、ペルー67.4%、アルゼンチン62.8%と高い。在日ペルー人は日本人でもペルー人でもなく「日系ペルー人」という帰属意識を有しているようだ。

日本の親戚との関係については「親密な関係を維持している」人は 10%である. ちなみにパラグアイ 33.4%, ボリビア 21.7%, ブラジル 13.9%, アルゼンチン 11.7%であり,ペルーがもっとも親戚との関係が薄い. 帰国希望を尋ねると「何が起ころうと,とにかく帰国する」と考えている人が 8.3%で,全体平均の 18.7%に比べて低い. さらに「条件が整えば残りたい」と考えている人は 33%で,ブラジルやアルゼンチンの $15\sim23\%$ に比べて割合が高い5.

以上、在日日系ペルー人の特徴を整理すると、第1に、都市出身の男性が多く、日系というより沖縄系が7割と多い.「100%日系」が7割と他国に比べて低い分、「混血の日系」が3割と高い.「日系度」では混血の割合がもっとも高く、世代は「100%日系」では3世中心、「混血の日系」では3.5世と4世が中心であった.しかし非日系人婚姻率は、一概に高いとは言えない.第2に学歴は3割が大学卒である.日本語能力はもっとも低い.第3に日本滞在の意識については、「貯金」と「ペルーの状況の悪さの回避」を来日動機としていたものの、出身国の状況がなかなか改善しないことを受けて、永住を考え始める意識の変化も伺える.また、帰属意識は来日前から「日本人」でも「ペルー人」でもなく、「日系ペルー人」と感じている人が7割と高い.日本の親族との関係も他に比べて薄いが、帰国の意志は他に比べて低く、今後も日本へ残る割合が高い、と言える.

この結果は、柳田らのリマ日系人社会の実態調査(柳田 1997)と概ね重なる。柳田のリマ日系人調査によると、26.6%が「デカセギ」経験者であり、家族内に「デカセギ」経験者を持つ者は約8割にのぼるという。「デカセギ」経験率は、性別では男性が女性よりも高く、学歴が高いほど「デカセギ」経験率が高い(柳田 1997: 296)。

また JICA 調査には見られない柳田論文の重要な成果は、「純血日系人(japonés japonés)」と「混血日系人(perunano japonés)」というカテゴリー別の分析である。学歴との関係を見ると、「混血日系人」の方が「純血日系人」より高学歴で、とりわけ高学歴者に非日系人との婚姻が多い(1997: 290)。また日系組織への所属率との関係を見ると、「混血日系人」は「純血日系人」に比べ所属率が低く、さらに役員経験者は皆無である(1997: 292)。ペルーにおける日系人差別に関しては、「純血日系人」の 30.3%が差別経験ありと答えたのに対し、「混血日系人」は 11.1%にすぎない。ペルーにおける日系人としての利益に関しては「純血日系人」の 37.6%が利益ありと答えたのに対し「混血日系人」は 22.2%である。日本を含む外国における日系人としての利益に関しては、「純血日系人」の 16.5%がありと答えたのに対し、「混血日系人」は 27.8%である(1997: 301)。つまり、「純血日系人」はペルー国内において差別・利益を強く感じるが、「混血日系人」は国外において利益を強く感じると言えよう。つまり「日系」は資格もしくは資源になる(福田 1998)

この差別・利益の経験は、学歴によっても差異が見られる(柳田 1997). 義務教育層が差別と利益の両者を同程度経験しているのに対し、高学歴者は差別に比べて利益の経験が多いという違いも見られる. ここから柳田は「ペルー社会において、日系人であることの持つ意味が、受けた教育の違いによって変化することをうかがわせる. その限りでは、「日系人であること」は、血統上の日本人の子孫にあまねく受け継がれる本質ではなく、むしろ社会関係に従って変化しうるものと考えられる.」と述べている.

以上まとめると,在日日系ペルー人は他の中南米諸国出身者に比べて「混血度」も文化的同化も進んでいて,非日系人とのエスニック境界は曖昧であり,日系ペルー人内部でも「純血日系人」/「混血日系人」,義務教育層/高等教育層といった違いによる差異が大きい,という特徴を持つ.

これらの分析は非常に興味深く、日系ペルー人の傾向を掴むためには大いに参考になる. しかしながら、非日系人はこれらの分析の対象外とされている. それゆえにこれらの結果を もって在日ペルー人の特徴へ一般化するには限界がある. そこで次に 1990 年代前半の在日 非日系ペルー人の特徴について、文献資料から検討する.

4.2 在日非日系人ペルー人の特徴

淵上 (1995: 17) によると、アリトミ在日ペルー大使は「在日ペルー人 $40,000 \sim 45,000$ 人の内『本物の日系人』は 10,000 人 $\sim 15,000$ 人だ」と発言したという(『ペルー新報』 1992.11.17.)。 しかしながら淵上はこの数字は過小評価であると指摘する. つまり 30,000 人以上は非日系人であると主張する.この数字の真偽は不明であるが,日本には実際に多くの非日系人が滞在している.

在日非日系人には、特定の就労ビザを持つ人、留学生、就学生、研修生などの学生、短期滞在者(主に観光目的)も含まれるが、その他に A. 日本人・日系人の家族、B. 「ニセ日系人」、C. オーバーステイの非日系人の 3 類型が挙げられる. 以下、この 3 類型の特徴を示す.

A. 日本人・日系人の家族

本稿における「日本人・日系人の家族」とは、主に日本人・日系人の配偶者として在留する非日系人を指す。養子、異父母の兄弟姉妹、従兄弟といった関係も家族ではあるが、「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格を得られる非日系人は、主に配偶者である。ここでは日本人・日系人の配偶者を中心に見る。

柳田(1997)は、リマ日系人社会における日系人と非日系人の婚姻関係について記述している。それによると調査対象者(主に2世や3世)の親世代(主に日本人移民本人や2世)の非日系人婚姻率が1割であるのに対し、調査対象者の非日系人婚姻率は3割強である(1997:280·1)。ペルー全体の日系世帯人口を見ても、1966年の調査では4%が非日系人であったが、1989年の調査では11.5%であり(1997:286)、ペルーの日系人社会において、非日系人婚姻率が増加傾向にあることが伺える。またリマ日系人社会を「純血日系人」と「混血日系人」というカテゴリー別に見た場合、「純血日系人」の非日系人との婚姻率は22%であるのに対し、「混血日系人」の非日系人との婚姻率は90%であるという(1997:285-6)。「混血日系人」の方が、非日系人との婚姻率が高い。

注目すべき点は、非日系人を配偶者とする日系人の「デカセギ」率 29.6%に対し、その他の日系人の「デカセギ」率は 9.0%であり、前者の方が「デカセギ」率が高いという結果である (1997: 297). 柳田は、ペルーにおける日本語教室の参加者の 60%が非日系人であることも併せて示し、非日系人配偶者の「デカセギ」志向を指摘している.

さらに柳田は、非日系人配偶者が「デカセギ」を経験することによって、リマの日系人社会で非日系人をも内包する新たな「los nikkei」意識が形成される可能性を指摘していた。日本人・日系人の家族は、非日系人であっても日系人と非日系人の中間的な立場にある。そのため、彼ら/彼女らは日本において日系人と非日系人をつなぐ役割を担うことができよう。柳田はペルーにおける「los nikkei」意識の形成を予想していたが、これはリマの日系人社会だけでなく、日本のペルー人社会にも通ずる可能性であったと考えられる。そして実際もこのグループが、在日ペルー人社会における非日系人の代表的存在であると言えよう。

B. 「二セ日系人」

「ニセ日系人」とは、デカセギ初期の 1990 年代前半に、非日系人ながら日系人の在留資格で日本に滞在していた人を指す、特に日系ペルー人は、前述のとおり「混血度」が高いため、見た目では日系人か否か判断がつかないことも多い。したがって 1990 年入管法改定直後の混乱期には、非日系のペルー人が「ニセ日系人」として来日することが可能であったと言われる。ところが 1992 年に「ニセ日系人」の存在が報道等で明らかになると、それまで南米人の中に埋没していたペルー人が社会問題としてメディアで取り上げられはじめる。

たとえば 1992 年 3 月 9 日、ペルー中部のチャンカイ県ワラルの判事は、日本への「デカセギ」を望んでいる若いペルー人に、 $2,000\sim3,000$ ドルで偽造書類を売るグループを摘発したと発表した(大和谷 1994: 217)。その 10 日後の 3 月 19 日には『朝日新聞』が「偽装『日系』ペルー人続々:定住ビザ申請、220 人不許可」という記事を掲載し、5 月 15 日には同じく『朝日新聞』が「偽者騒ぎ本物巻き添え:日系ペルー人解雇続々」と報じた(大和谷 1994: 218, 226)。

今西(1992)は、在日ペルー人の中でも「ニセ日系人」に焦点を当て、「偽造戸籍問題」について論じている。それによると「偽造戸籍問題」とは、非日系ペルー人が、現地で取得した日本人の戸籍を使って出生証明書などを偽造し、日本入国後にそれらの書類を入管に提出して「短期滞在」ビザから「定住者」ビザへと在留資格変更することを指す。今西によると「偽造戸籍問題」が明らかになったのは1991年の夏頃であったという。以降、入管は審査基準を厳しくしたため、在留資格変更不許可のケースが急増した。日本側の移民のコントロールは常に迅速な対応を取ってきたことが分かる。たとえば1991年10月~1992年2月に、入管が南米(ブラジル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン)出身外国人対象に行った調査によると、在留資格変更・期間更新の申請29,806件の内、不許可は854件(2.9%)であった。内ペルーは785件で、全体の91.9%に当たる。不許可理由は、出生証明書の偽変造491件、祖父の特定不能129件、婚姻証明書の偽造75件で、特定の日本人の戸籍謄本や除籍謄本が100通以上複製されていることが判明したという(今西1992:25;大和谷1994:225)。また1993年11月6日の『日本経済新聞』は、東京入管横浜支局のケースを報じている。それによると、横浜支局で文書偽造が明らかになったのは1992年の秋頃で、

1993 年から申請書類を入念にチェックしはじめたところ,前年の書類や認証印などが符合しないものが続出した. 1992 年の不許可率は5%であったのに対し,1993年10月現在の不許可率は65%(申請数1314件,不許可651件)に達したという.

さらに、この問題は「本当の日系人」にも波及した.「本当の日系人」であるにもかかわらず、在留資格変更・期間更新が不許可となるケースが増加したのである. 国際協力事業団『日系人本邦就労者実態調査報告書(平成4年度)』によると、1992年8月1日~1993年2月28日までに海外日系人協会の相談サービス・センターに寄せられた相談全体の15%が査証更新に関する内容であった. ペルー出身者に限れば相談全体の20%に達することから、入管の「ニセ日系」ペルー人に対する厳しい姿勢が反映されたものと分析する. また「ニセ日系」ペルー人の方は書類をしっかり揃えているのに対し、「本当の日系」ペルー人の方は書類に不備があり許可されない、といったケースも続出し、「本当の日系」ペルー人側から状況の改善を切望する声が高まったとの指摘もある(駒井編1994:152).

このような現象が生じた理由は、①提出書類の誤字・脱字、②出生登録や婚姻登録をしていない、③スペイン語名と日本語名の不一致、といったケースが大半である。さらに④第二次大戦の激戦地であった沖縄県で戸籍謄本などが焼失・紛失したこと(駒井編 1994: 152)や、⑤ペルー側の出生台帳が市役所と裁判所の二カ所に手書きで保管されているため、二種類存在する出生証明が一致しない(日経新聞、1993.11.6.)といった情報もあるが真偽のほどは定かでない、いずれにせよ日本側の行政機関を満足させる公的書類を、外国、とりわけ途上国でそろえることがどれほど困難であるかは想像に難くない。

では「ニセ日系人」が社会問題化して以降,「本物の日系人」と「ニセ日系人」はどのように区別されてきたのであろうか. 前述のとおり「ニセ日系人」は見た目で判断できないだけでなく,書類や在留資格からも判断できない. 筆者も 1990 年代半ばに,元「ニセ日系人」だったペルー人男性と知り合いになったが,彼が元「ニセ日系人」だったと判明したのは,ある程度時間が経過し互いの信頼関係が形成された後,自己申告をしてくれたからである.「ニセ日系人」問題を取り上げたジャーナリストの高橋秀実は,「日系人」(高橋は「ニッポン人」という用語を使用)と「ニセ日系人」の区別について,以下のように記述している.

ニセ者の物的証拠などどこにもないのである.・・・(ニッポン人とは)入管の実務上は「それを証明する書類を持っている人」ということである.日本にいる南米ニッポン人たちはすでにチェックの厳しい日本大使館,入管の書類審査をパスしている.つまりちゃんと書類を持っているのである.ということはみんなホンモノなのである.唯一のちがいは,その書類を区役所から合法的に手に入れたか,それとも買ったか,ということでしかない.(高橋 1995:99)

では「ニセ日系人」はどのような意味を持つのであろうか、非日系人が「日系人」に「偽装」するという現象は、彼ら/彼女らにとっては生活のためのストラテジーとして捉えるこ

とができる6.1990年代後半の在日ペルー人へのインタビューでは「日本に来たいから来たのではなく、日本に入国しやすかったから来たのだ」という話をよく聞いた.この点に関して高橋は、以下のような「日系人」の語りを載せている.

「ペルーじゃみんな外国に出たくてウズウズしてんだよね. とくにアメリカに行きたいんだよ. でもアメリカの入管はきびしいだろ, で仕方なくて, この前までは, ニセイタリア人になってイタリア行ったり, ニセドイツ人になってドイツへ行ったりしてたけどね. 今は, 日本の戸籍さえあれば日本に入れるんで, ニセニッポン人ブームなんだよね」(高橋 1995: 152)

日本人もしくは一部の日系人によって、否定的イメージで語られてきた「ニセ日系人」ではあるが、彼ら/彼女らの多くは「デカセギ」目的で来日したごく普通の移住労働者であり、日本社会にとってみれば、日本経済の底辺を支えてきた人々である。こうした現状に目を向けず、文書偽造の違法性ばかりを強調していては、日系の「偽装」が持つ複層的な意味を捉えることは出来ない。

なお酒井 (2008: 71-3) によると、「ニセ日系人」を排除すべしとする日系人コミュニティ内部の偏見は 1990 年代後半以降に消えたという. 酒井は 2000 年代半ばに在日南米人コミュニティを調査しているが、その時点では日系人/非日系人の分断を容認するような言説はすでに確認されなくなっていたという. 結果的に「ニセ日系人」排除の言説は 1989~95 年の移民の初期段階に限定される現象であったと位置づけている. こうした偏見は徐々に克服されたが、2005 年 11 月に在日ペルー人男性が殺人事件を起こした時にはそれが再燃する危惧もあった. しかしながら、在日ペルー人社会は結果的にその事件もまた乗り越えることができたようだ. われわれ研究者が「ニセ日系人」を論じる場合も、権力側に都合のよい物語へと絡めとられないように、注意深く分析する必要があるだろう.

C. オーバーステイの非日系人

オーバーステイ(超過滞在)の非日系人とは、観光や親族訪問目的の短期滞在ビザで入国し、在留期限後もそのまま日本に滞在し続けている人である。この中には「ニセ日系人」として在留資格変更を申請したものの、入管の審査で不許可となり、そのまま日本に残った人も含まれる70. オーバーステイの非日系人をめぐる状況は、在日日系南米人研究よりも、パキスタン人、バングラデシュ人、イラン人に関する研究の方が共通項も多い。たとえば倉(1995)は、「不法就労」の外国人労働者についてその就労状況と定住化の関係を論じているが、その中で「景気後退の影響をもっとも強く受けたのはペルー人とイラン人である」と指摘する。ペルー人に影響が出た理由は、「ニセ日系人」が社会問題化し、企業側がペルー人の雇用を敬遠したことが挙げられる。結果として、ペルー人は滞在期間が切れた者から解

雇され、再就職が困難になった. またビザの更新が困難になり、一部が超過滞在者に転じたとする(倉 1995: 61).

さらに興味深いのは、倉のイラン人に関する記述である。イラン人が景気後退で大きな影響を受けた理由は、第1に景気の影響を受けやすい小規模企業で就労していたこと、第2に「不法」というレッテルに加え、イラン人=「犯罪者」「不良外国人」というステレオタイプが定着し、イラン人の雇用が敬遠されるようになったこと、第3に比較的新しく来日したグループであるため、安定した求職ルートが確保されていなかったことを挙げている(倉1995:62)。これらは実はオーバーステイのペルー人にもそのまま当てはまる。第1の点については、ペルー人はイラン人に比べて規模の大きな企業に雇用される傾向にあった。しかしながら、顔の見えない関係のまま「量」として雇用されたため、かえって不安定就労を余儀なくされ、結果的にイラン人と同じ問題を抱えるに至った。第2の点については、ペルー人もまた「犯罪者」「不良外国人」というステレオタイプが強かった。第3の点については、ペルー人もまた「犯罪者」「不良外国人」というステレオタイプが強かった。第3の点については、ペルー人もまた比較的新しく来日したグループであったため、安定した求職ルートが確保されなかった。

加えて倉は、イラン人やパキスタン人と同様に、ペルー人も在留資格更新の難しさから滞在が長期化したと指摘する(倉 1995:65). 日系ペルー人の滞在長期化傾向は、前述の JICA 調査でも紹介されているが、非日系ペルー人もまた再入国の困難さから滞在長期化傾向にあることは注目に値する. この点は、「在日南米日系人にリピーター(反復出稼ぎ)が多い」という通説(たとえば渡辺・イシ 1995:613-5)が、在日ペルー人にはそのまま当てはまらなかったことを示している.

4.3 在日ペル一人の特徴の再検討

ここで改めて 1990 年代前半の日系人と非日系人とを包含する,在日ペルー人の特徴を考えたい.在日ペルー人の特徴としてポイントになるのは,第1 に在日ペルー人内部の多様性とそれに伴う差異化・分節化,第2 に在日ペルー人の日本語能力の低さ,第3 に日本社会における在日ペルー人に対する否定的イメージの強さであったと,筆者は考えている.

第1に、在日ペルー人内部の多様性とそれに伴う差異化・分節化である。ここまで在日ペルー人を日系/非日系、ビザあり/ビザなしといった要素によって区別して論じてきたが、在日ペルー人内部の多様性はこうした差異によるものだけではない。たとえば「日系」であるならば世代、もしくは戦前生まれ/戦後生まれ、ウチナンチュー(沖縄系)/ナイチー(非沖縄系)(山脇 1996)、「混血度」25%/50%/75%と/100%(高橋 1995)といった差異が存在する。また、日本語能力や在日年数による差異(個人インタビュー、非日系人、1997.9.22.)だけでなく、母国での出身地・出身階層、「信頼できるか否か」(個人インタビュー、非日系人、1997.9.28.)といった、ペルー社会における関係をそのまま踏襲したような差異も見られる。そして、これらの差異を強調したり、時にはあえて無視したりすること

によって, 在日ペルー人内部を分節化する.

ただし、このような差異化・分節化と平行して、新たな社会的ネットワークの形成が見られることも指摘しておきたい。たとえば日系人と非日系人が協力して相談活動を行う(参与観察)、ペルー人が他のラテンアメリカ人やアジア人と友人関係を築く(個人インタビュー、非日系人、1997.9.28.)、といったケースが複数確認された。母国を離れることによって、国家や出身地・出身階層とは異なる概念の集団へ帰属意識を持つ可能が開けた、と捉えることもできよう。

第2に日本語能力の低さである。日系ペルーの日本語能力の低さは前述のとおりだが、非日系ペルー人もまた、他の外国人、たとえば在日アジア人に比べて日本語能力が低いように思われる(参与観察)。その要因は、来日して日が浅いということ以上に、日本人や日本語との接点の少なさにあると思われる。在日ペルー人は、在日アジア人に比べて規模の大きな工場のラインで就労することが多く、職場での日本人との会話が少ない。残業も多いため、「家と仕事場のピストン移動を繰り返すだけの生活が続く」(個人インタビュー、非日系人、1997.9.28.)。週末は同国出身者で集まり、情報交換して過ごす。また何か問題が発生した場合は、コミュニティ内部の情報交換によって解決する。よほどのケースでない限り公的機関には相談しない。NGO等の移住労働者支援組織もあまり利用されない(参与観察)。その理由として、相談機関やそれに関連する情報が少ない、ムスリムなどに比べて宗教的連帯が弱い、日本語の障壁と日本人との距離感が大きい、などが推測される。

第3に、日本社会における在日ペルー人に対する否定的イメージの構築によるものである。1990年代前半の在日ペルー人に対する否定的イメージは、主に「ニセ日系人」問題を含めた、在日ペルー人関連の報道、そして在日ペルー人に対する差別の2点によるものであった。まず在日ペルー人の報道であるが、「在日ペルー人」で新聞記事を検索すると「事件・犯罪」に関するものばかりが目立つ。『日本経済新聞』のデータベースでは、1990年から1994年に掲載された「ペルー人」に関する記事の内、在日ペルー人に関するものは90年0件、91年0件、92年13件、93年8件、94年12件の計33件である。その内、在日ペルー人の窃盗、人材派遣、書類偽造、殺人、「不法残留」、交通事故等の「事件・犯罪」に分類されるものは、92年7件、93年6件、94年8件の21件で、これは記事全体の64%に当たる。残りの記事は在日ペルー人の労災事故に関するものと、自治体やNGOのペルー人支援活動に関するものである。在日ペルー人の主体的活動の紹介といった肯定的な記事はない。また日本社会における在日ペルー人に対する差別の問題も同時に存在する。たとえば、日系人対象の求人情報には、ブラジル人を優先する傾向が見られる。

5. 結論

1990年代の在日日系人及び在日ペルー人に関する先行研究には、2つの限界が見られた。第 1 に、在日ペルー人に焦点を当てた研究が少ないことであり、たとえ在日ペルー人を事

例として取り扱っていても,在日ペルー人と他の在日日系人の差異を考慮していない,という点である.第2に「日系」という概念を曖昧なまま使用している点である.デカセギ現象以降の日系概念の複雑化・多様化にも無関心であった.

そこで本稿は在日ペルー人に焦点を当て、統計データを元にその特徴を描き出すことを目的とした。続いてデカセギ初期にあたる1990年代前半の実態調査報告、新聞記事、雑誌記事、論文などの文献資料を用いて、日系ペルー人や非日系ペルー人の特徴を捉えた後、在日ペルー人の特徴を総合的に再検討した。その結果は、以下の3点にまとめられる。第1に、内部の多様性とそれに伴う差異化・分節化が存在したこと、第2に、日本語能力が低く、問題解決の場も限られていたこと、第3に、日本社会において否定的イメージが強く、相対的に厳しい状況におかれていたことである。

1990年入管法改定のポイントは、国家が「日系人」というエスニック集団を規定する必要にせまられ、従来の日系人とは異なる新たな「日系人」カテゴリーや世代区分を作り出した点にある(福田 2002: 37-49;福田 2012: 121-33). これに伴い「日系」の資源化が生じ、日系人は制度化された法的カテゴリーを内面化し、資源としての「日系」を戦略的に利用することとなる. 経済的価値を伴う「日系」は、非日系人においても重要な資源となる. この場合の非日系人とは、日系人の配偶者(入管法では「日系」カテゴリーに含まれる)だけでなく、日系人の親戚や日系人と全く姻戚関係のない人(移民過程の初期段階において、その一部は「ニセ日系人」と呼ばれていた)も含まれる. しかしながら日本の移民政策は、一貫して日系人と非日系人を区分し、非日系人を「不法就労者」として周辺化させる構図を作り続けてきた.

1990年代前半の非日系人の「デカセギ現象」は、特にペルー人において多く見られた. 要因として、移民送出社会側の文脈を考察する必要がある. 送出社会側の文脈が前提となり、ホスト社会側の移民政策がその直接の引き金となって国際労働移動が生じ、その両者を内面化した移民によってコミュニティが形成されるという一連の流れとして捉えるべきであるう. 本稿で検討した統計データの特徴の背景には、こうしたデカセギ初期の在日ペルー人の特徴が隠れていることにも留意する必要がある.

注

¹⁾たとえば在日ペルー人については、社会学・文化人類学者でペルーの地域研究を専門とする山脇千賀子の論考(山脇 1999; 2012 など)や、歴史学者で日系人研究を専門とする柳田利夫の論考(柳田編 1997; 柳田 2012 など)がある。在日ラテンアメリカ人の国籍別分析については田島久歳の研究(田島 1995; 田島・山脇 2003 など)が挙げられる。また 2000 年代以降、在日アルゼンチン人に関する研究として、稲葉奈々子・樋口直人の共同研究(稲葉・樋口 2013a; 2013b; 樋口・稲葉 2013 など)などが登場した。

^{2) 『}在留外国人統計』は、原則として外国人自身が入国後 90 日以内に市区町村に登録する「外国人登録」を各年末にまとめたものである。超過滞在者の場合、登録しない人も多かったので、1990 年代前半に超過滞在者が比較的多かった在日ペルー人の場合、実際の滞在者数との誤差が

大きいと推測される. なお外国人登録法は 2012 年 7 月 9 日に廃止されたため,統計データも一部変更された. 『出入国管理統計年報』は,各港での出入国者数を各年末にまとめたものである. 正規出入国者は全員含まれるため,より現実に近い数字であると思われるが,独自に滞在者数を割り出すことはしていない. なお「不法残留」者数の算出にはこのデータが使われている. これら資料の限界をふまえた上で,在日ペルー人の統計分析を行う.

- 3) JICA 調査(平成3年度)は4種類の調査からなる.(1)1991年4~7月のアンケート調査,(2)1991年8~9月の企業面接調査,(3)教育水準確認調査(174人),(4)就労者面接調査(150人以上)である(1)の調査票は、ポルトガル語、スペイン語、日本語の3カ国語で作成された.配布方法は、①コーディネーターを通じた無作為配布、②調査者が直接日系人就労者を訪問し手渡し、③日系人就労者を支援する各団体を通じた配布、④調査者や協力者及びコーディネーターが日系人の集会に参加し配布、⑤日系人就労者の多く集まる駅や路上等で趣旨を説明の上配布、といった複数の方法が取られ、配布総数は3,225件であった.調査票の回収は郵送形式をとり、有効回答数1,027通、回収率33%である(駒井編1995).なおJICA調査では、労働契約及び就労実態に関する調査も行われているが、これらは国籍別分析がなされていないため、本稿では取り上げない.
- 4 「日系度」とは、父母、祖父母、曾祖父母がすべて「日本人」である場合を 100%、曾祖父母の1人に非日系人がいた場合を 87.5%、曾祖父母の2人もしくは祖父母の1人に非日系人がいた場合を 75%、祖父母の2人もしくは父母の1人に非日系人がいた場合を 50%と換算した度数である (駒井編 1995: 93).
- 5) ちなみに在留資格は,回答者の 70%が「定住者」か「日本人の配偶者」である(駒井編 1995: 81-2). また 16%は査証不要と回答したことから(駒井編 1995: 116),二重国籍者か日本国籍保有者と推測される.調査回答者の大部分は合法的な在留資格を持つ.
- 6) 本稿の「偽装」という用語は、自分の本質とは違うと自覚しているものを「装う」(石川 1991) という意味で用いるのであって、それに対する善悪といった価値的判断は一切含まない.
- 7 「本物の日系人」ではあるが入管の申請で不許可となり、結果的にオーバーステイになった人もおり、その社会的状況は \mathbf{C} と重なるが、便宜上ここには含めない。

文献

- 福田友子, 2002,「国家による成員の選別過程――1990年入管法改定と『日系人』を事例として」『社会学論考』 23: 31-56.
- 樋口直人・稲葉奈々子, 2013, 「フロレンシオ・バレラの野郎ども――藤沢市湘南台のアルゼンチン系コミュニティ, 1988-2012」『都市社会研究』 2013: 131-47.
- 今西富幸,1992,「ペルー人労働者に見る搾取の構造」『部落解放』349:24-9.
- 稲葉奈々子・樋口直人,2013a,「滞日アルゼンチン系移民とジェンダー」『アジア太平洋研究センター年報』2012-2013:42-8.
- 石川准,1991「エスニシティ研究の現在――アイデンティティ間題を中心に」『解放社会学

研究』5:89-111.

- 国際協力事業団,1992,『日系人本邦就労実態調査報告書(平成3年度)』.(=駒井洋編『外国人定住問題資料集成』明石書店.所収)
- 駒井洋編, 1995, 『外国人定住問題資料集成』明石書店.
- 倉真一,1995,「定住化のなかの就労――外国人労働者から定住外国人へ」駒井洋編『定住 化する外国人』明石書店:47-72.
- 酒井アルベルト,2008,『日本における南米出身者のコミュニティ形成――ライフストーリーとメディア言説からみた「デカセギ」経験を中心として』千葉大学大学院提出博士論文.
- 田島久歳,1995,「ラテン・アメリカ日系人の定住化――出身国別の一考察」駒井洋編『定住化する外国人』明石書店:163-198.
- 渡辺雅子,1995,「出入国管理法改正とブラジル出入国の推移——出入国管理統計に基づく 分析」渡辺雅子編『共同研究出稼ぎ日系ブラジル人(論文篇)』明石書店:19-37.
- ―――/アンジェロ・イシ, 1995,「日系ブラジル人の『出稼ぎ』の行方」渡辺雅子編『共 同研究出稼ぎ日系ブラジル人(論文篇)』明石書店: 607-25.
- -----・光山静枝, 1992「ブラジルからの日系出稼ぎ労働者の実態と日本社会の対応」 『明治学院論叢』499: 1-66.
- 大和谷久次, 1994, 『日本における外国人労働者問題の展開——1984 年~1992 年資料』近 代文芸社.
- 山脇千賀子, 1994,「食に関する欲望と感覚の再生産についての試論――日系ペルー人の事例」『年報筑波社会学』6:44-70.

- 柳田利夫, 1997,「日系人から los nikkei へ」柳田利夫編『リマの日系人――ペルーにおける日系社会の多角的分析』明石書店: 273-319.